

令和元年9月

当社へ茶の販売を委託される方へ

静岡市葵区北番町94
株式会社 静岡茶市場
代表取締役社長 内田 行俊

消費税率改正に伴う代金精算内容のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご愛顧を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げ並びに軽減税率制度実施に伴う弊社取引における消費税率等の茶代金の精算内容は下記の通りとなりますのでご案内いたします。

1. 消費税率は次の通りとなります。

計算例 項目No.		従来の消費税率	新消費税率
⑤	茶代金 に掛かる消費税率 (軽減税率対象)	8 %	8 % (変更はありません)
⑨	受渡実費 に掛かる消費税率	8 %	10 %
⑩	販売委託手数料 に掛かる消費税率	8 %	10 %

2. 茶は『食品表示法』に規定される食品に該当し、軽減税率対象品目となる為、茶の代金に掛かる消費税率は軽減税率となり、変更はありません。

弊社の収入となる『受渡実費』及び『販売委託手数料』に掛かる消費税は引き上げの対象となります。

3. 精算書の計算式に変更はありません。

4. 新消費税率は、**令和元年10月1日手合分**から適用されます。

(補足)

- ・『茶業振興費』及び『安定協会賦課金』は、消費税課税対象外です。(従来同様)
- ・弊社より発行される『精算書』には、新たに茶代金の『税込金額』が記載されます。

以上